

### 第3号議案 令和7年度事業計画案審議に関する件

愛知県社会保険労務士会（以下「本会」という。）の会務を執行するにあたり、透明性のある会務運営と財務運営を旨とし、本会及び社会保険労務士制度の発展のため、継続性と一貫性を保持しつつ、会員目線に立った会務を進めることを基本方針としてきたところであり、令和7年度もこの基本方針を踏まえた事業計画を立案、執行してゆく。

日本社会はコロナ禍からほぼ脱却したが、今後、より強毒なウイルスによるパンデミックの危惧や、日本各地では毎年自然災害が発生し、その報道が絶える日は少ない。この東海エリアでも、昨年気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。近い将来確実に襲来するであろう南海トラフ巨大地震への備え等、災害は私たちの生活や経済活動へのリスクとなっている。今後何らかの事由で会務の執行が中断や停滞することも想定されることから、本会としては令和7年度も前述の基本方針を踏まえつつ、不測の事態への対応も視野に入れた事業執行を進める。そのためには、過去にコロナ禍で培った経験や知見を基に、平常時を想定した事業計画を立案、執行しつつも、安定した会務執行を妨げる何らかの事態が生じた場合には、総合的な見地から都度、本事業計画を基本としつつ修正、変更ができるよう、臨機応変な判断、対応を常に視野に入れ、冷静さと緊張感を持って会務を運営する。

以上の方針を前提とし、令和7年度の本会会務に取り組むものとする。

ところで、厚生労働行政では働き方改革の一層の推進や、一方ではマイナ保険証への切り替え等大きな変革期を迎えている。そのなかで、政府や経済団体等が提唱し、国の施策とも併せ、企業に働く労働者の賃金引上げが成されているが、国際情勢や為替相場の影響を受けて原材料費の高騰等諸物価の上昇を招き、政府は経済政策を打ち出すも、国民の実質賃金が明確に上昇しているとはいえず、また、少子高齢化に伴う政策支援のための財源確保の問題のために社会保険料や税金からの負担が検討されるなど、結果的に私たちの家計経済にも影響が及ぶこととなる。事業者においても、多くの業種で業績が回復しコロナ前以上の指数となっている業種もあるが、コストを抑え、また知恵をだして新しい試みを企てて売上げを伸ばすものの、一方では人件費や原材料費の高騰により収支のバランスが崩れ、もはや企業努力のみでは追いつくことができないほどに、日々苦しい経営が続き困窮している事業者も少なくない。

このような状況のなか、私ども社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に基づく書類の作成や提出代行を業とする唯一の国家資格者であり、特に厚生労働行政での関係機関等から発出される法律改正や通達等の事業主への伝達を的確にフォローする存在でもある。従って、近年の働き方改革関連法の施行にもとづく事業主への助言やマイナ保険証等の社会保険制度の改正、また、高齢化の進展に伴う公的年金の手続きや相談、更には、特定社会保険労務士の個別労働関係紛争解決代理業務等、今後益々多岐にわたり複雑化する社会保障制度では、社会保険労務士のニーズは日増しに増え続けることになる。そのためにも、私たち社会保険労務士は、常に新たな情報を吸収し、依頼者への的確な周知や助言又は必要に応じた指導ができるよう、常に知識の涵養、資質の向上の努力を欠かすことができない。

本会事業では、ここ数年来、会員社会保険労務士が事業者や国民から求められる依頼事項に的確に対応できるよう研修の充実を主眼に掲げてきた。従来からの研修スタイルを維持しつつ、内容の充実や視聴の共有化、そして認定スタディグループ等の新しい要素を採り入れ、会員の求めに応ずるかたちで質の向上に努めてきた。同時にオンデマンド発信やWEB会議用ソフト又は研修閲覧ソフト等を利用したWEB研修等、会員への配信方法や受講方法の多様化にも努めてきた。この実績を基に、今後も会員からの好感のもてる研修事業を目指すものである。

また、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）への異動登録の届出のオンライ

ン化が始まり、加えて電子申請の普及と政府のDX（デジタル・トランスフォーメーション）への対応等、厚生労働行政の大きな枠組みでの対応と連携しながら対処してゆくこととする。

委託事業では、連合会を通じて令和3年度から受託している企業主導型保育施設の労務監査を令和7年度も引き続き誠実にかつ着実に進める。

部・委員会事業では、各部各委員会が所掌する事業を推し進める。

社会貢献事業部の出前授業、がん患者就労支援相談事業、寄付講座（産官民提携講座等）また、労働条件審査、地方自治体との災害協力協定等、社会貢献となる事業を引き続き推し進める。

年金事業部では、日本年金機構の委託を受けて実施している年金相談事業において、新規従事者の募集、養成、配置が順当に進むようにしくみを整備すると共に、現従事者には研修等の研鑽に力を入れてゆく。

研修部については前述のとおりだが、研修部として引き続き会員のニーズや要望をとり入れ、社会保険労務士の資質向上のために幅広いテーマで展開する。同時に受講スタイルも対面研修を残しつつ、WEBを利用したオンデマンド配信等による受講機会の多様化にも努める。更には中部地域協議会や支部研修の共有化により、質の高い、かつ内容の充実したテーマで、誰もが受講し易い環境での研修システムの構築に引き続き努める。

また、前年度は本会として研修事業と広報事業の横断的な見直しを図った。研修や広報は研修部や広報部以外の部、委員会が独自に計画し単独で事業として実施する場面が多いため、それらを一旦同じ組上にのせ、横断的に整理し、部、委員会間での内容の調整等、会員目線に立った検討を行った。令和7年度も研修部と広報部が基盤となり、研修や広報を事業として計画している部、委員会間で横断的な整理、分担や協同化、あるいは方法手段等の検討等を行う会議を定例開催し、各部各委員会が行う研修や広報の本来の目的を踏襲しつつ、本会が組織としての一体感の構築と更なる事業の充実を図る。

電子化推進委員会による本会ホームページ会員サイトのリニューアルでは、会員個々にIDとパスワードを付与し、マイページとしてスマートフォンやパソコンに登録できるよう整備を進めており、現在、理事及び部員・委員までではあるが会議出欠連絡の試行を重ねている。更には研修等の申込みができるよう整備や改良を加え、これら整備が整い次第、一般会員にも周知案内し、会員の利便性の向上に寄与し活用してもらえるよう努力する。

そして、現在本会ではWEBを利用したリモートによる研修や会議を常態としており、今後もWEBを利用した研修や会議、そして諸々の催事が手軽に開催できるよう、部・委員会や支部からの意見や要望に基づき関連する機器やシステム等ソフト面での整備を進め、従来型の対面での研修や会議もその長所を生かして、対面、WEB、そして両者を融合したハイブリット方式等選択肢を増やし、時と場面に応じた運営方法で実施してゆく。これらに関する電子化推進委員会や研修部、広報部とも連携して、本会会務のみならず支部の事業活動も含めて引続き整備を図り、柔軟な運用体制により会員の利便性向上に努める。

広報部による広報事業では、通常の広報活動のほか、社会保険労務士制度の発展、地位向上を目指した広報活動を行うが、他の部、委員会としてもそれぞれが所掌する事業の広報をしており、ここにも研修システムの構築と同様に前年度に広報システムを立ち上げた。令和7年度もこの会議の目的を踏襲し定例開催してゆくことで、広報部、業務部、ADR運営委員会、そしてその他の部委員会が独自に行ってきた広報活動を横断的に整備し、合理性を重視した組織として効率的な広報活動となるよう広報システムの構築に引続き努める。

企画部の事業としての新事業開拓は、本会事業や社労士業務のポテンシャルを探る重要な出発点と位置付ける。また、法務・社会保険労務士業務改革委員会も、社労士業務や社労士法上に係る諸問題を連合会に具申し、将来の社会保険労務士界の発展に寄与できる重要な委員会と考える。

そして業務部の従来から実施している専門業務登録員制度や総合労務相談室、社労士の日無料相

談会の開催、また、社労士会労働紛争解決センター愛知の業務や労働トラブル相談室の運営も、本会の社会貢献事業の一翼を担っており、国民一人ひとりの依頼に応じてゆくものである。これら事業は地道ではあるがひとつひとつの積み重ねが社会保険労務士会への信頼となり、社会保険労務士の価値観の強化と社会的な地位の向上にもつながるものとして、これら事業の継承も重要である。

社会保険労務士法第二十五条の三十八に「意見の申出」が規定されており、そこには「連合会は、厚生労働大臣に対し、社会保険労務士の制度の改善に関する意見又は社会保険労務士の業務を通じて得られた労働社会保険諸法令の運営の改善に関する意見を申し出ることができる。」と規定されている。本会においてこの役目を担うのが法務・社会保険労務士業務改革委員会である。この委員会は、主に社会保険労務士法改正、労働社会保険諸法令の運用の改善、社会保険労務士業務の改善等に関する事項について審議し、必要あれば本会を通じて連合会に意見を具申する職務をもつ。ややもすると社会保険労務士は厚生労働行政の伝達役に甘んじてしまいがちだが、逆に私たちの改善提案や改革案に正当性や適正性が見いだせるなら国や行政を動かす大きなうねりとなることも期待できる。その意味ではこの委員会の存在意義は大きい。私たち社会保険労務士の役目を再確認することで、社会保険労務士の社会的責務として建設的な提言を関係先に働きかけてゆきたい。

本会は支部も含め、会員が役員となり組織し運営する会として、会務に貢献する会員への環境整備のひとつとして、会員が会議構成員として当該会議に出席した際に支払う金銭的な支援として会議出席時の手当を整備した。会務協力者への環境整備については、今後も引き続き、支部も含めた会員の会務従事に対する金銭的な支援についての必要な措置を検討する。

しかしながら、本会は会員の会費を主な収入源として各種事業を行い会務を運営している。収入額においては年度間の変動は少ないものの、長期にみた場合、会員の増減傾向に応じた支出の対応が必要となる。本会収支においては、管理費等の恒常的な維持経費の上に諸会議の運営費や各部各委員会の事業費があるが、事業の推進に伴い年々事業の増加や多種化、多角化等が図られ、部、委員会の要望も採り入れて充実していかなければならない。このようななか、本会としては収支のバランスのとれた健全な財務基盤の上に立った運営を堅持していなければならない。この点で財務部が財務見通しや財務部としての判断に立って示す毎年の財務編成方針も極めて重要となり、財務部が基盤となり前年度内に部、委員会の次年度事業計画案、予算案を審議する予算折衝会議も重要な要素となっている。

この観点に立ち、将来に向けて本会の健全な財務基盤を維持してゆくためには、現在の部、委員会構成や会議体制等本会全体の組織構成が適正であるかを常に意識し、修正すべきところがあれば適宜見直してゆく必要がある。そのため、本会組織や役員人員等の本会組織の在り方の見直しを検討する組織再編の事業を必要に応じて行い、本会の健全な会務運営と財務体質を維持してゆかなければならない。

正副会長としては、社会保険労務士は労務実務の専門家としての職業倫理の徹底が必要と唱え、入会オリエンテーションをはじめ、その他の場面でも、機会あるごとに会員への職業倫理の徹底を図ってゆく。

そして、本会関係団体である愛知県社会保険労務士政治連盟（以下「愛政連」という。）、愛知中央SR経営労務センター（以下「中央SR」という。）、愛知三河SR経営労務センター（以下「三河SR」という。）、一般社団法人社労士成年後見センター愛知（以下「成年後見センター愛知」という。）、株式会社あいち社労保険センター（以下「㈱あいち社労保険センター」という。）とは、緊密に連携をとり相互に発展するよう努めてゆく。そのなかでも、社会保険労務士の成年後見人としての登用は、社会保険労務士の業務拡大と社会貢献としての意義があり、成年後見センター愛知の事業を通じ、本会として、より現実に即した具体的な支援を行ってゆく。

また、本会が所有する社会保険労務士会館（以下「会館」という。）の運営では会館存続の方針を維持しつつも、会館運営特別委員会を通じて会員の意見等を聴取し、今後の会館運営の方向性を

探ってゆく。

これら本会事業を展開していくなかで、広く一般国民にも本会活動が周知されるよう執行部、本会と支部とが一体となり、関係機関等とも連携し、社会保険労務士の社会的使命を果たしつつ社会的地位の更なる向上を図る。

社会保険労務士は国民にとり有益な存在であることを広く周知し、社会保険労務士会の発展につながるよう、様々な広報媒体や方法、手段を駆使し積極的な広報活動を展開する。

## 1. 加速するデジタル化の推進

国のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進事業のなかで、私ども社会保険労務士に関係の深い施策のひとつにマイナ保険証があるが、諸々の問題点を含みながらも進められている。また、行政手続きにおける電子申請も、IT化のなかで一般的になりつつある。本会においてもデジタル化に乗り遅れないよう強く推し進めなければならない。

例えば、本会の事業ではWEBを用いた会議や研修があり、社会保険労務士業務では電子申請や顧問先等とのWEBによる通信や連絡等、そして労務管理の面ではテレワーク等がある。

今後も支部も含めてWEBを利用した事業推進と機器類の整備やシステム導入の検討等を進め、利用する上での更なる便宜を図るとともに、本会ホームページを整備し、会員への本会情報の提供や本会への諸手続事務の簡便化を図り、会員にとって更に使い易いものとなるよう努め、ITを活用して社会保険労務士の業務改善となる事業の推進を図る。

## 2. 研修の充実

会員社会保険労務士が必要とする各種研修を行う。新入会員からベテラン会員まで、どの層がどのような研修を望むかを踏まえ、社会保険労務士が労働社会保険諸法令における実務専門家として、その能力の担保のため、幅広く知識を習得する研修から法的対抗能力を養成する研修等、専門性を高める研修も検討し、会員にとって有益な研修の実施に努める。

支部オンライン研修支援金制度は支部研修の本会会員への共有化により幅広い分野で研修を受けることができ、また、認定スタディグループ支援制度も会員の自己研鑽の一助として順調に運営されており、本年度も更に充実したものとなるよう今後一層の推進を図る。

また、必要に応じて正副会長会が所掌して行う研修（全体研修）や中部地域協議会の所掌研修等、研修部が実施する研修を補完し、かつ研修の共有化を図り、研修内容の多様化につなげたい。

研修の開催方法でも、ここ数年でWEB利用が常態化となり、必要に応じて集合研修を行うなど、対面とオンデマンド配信との併用により、研修スタイルの多様化と受講者の受講方法の選択が両立できるよう研修環境の改善を図る。

令和7年度も研修部が基盤となり各部各委員会が開催する研修を横断的に調整する会議を開催し、合理性の見地から会員のニーズに基づいた研修内容の更なる充実と効率化を目指し、テーマを増やし、また専門性を高め、垣根を越えた受講の共有化も図り、研修の量と質の向上と併せて受講方法の選択も増やし、各研修会全体が総合的にうまくマッチし、バランスのとれた運用ができるよう更なる充実を図る。

## 3. 委託事業を通じての行政等への協力

年金事務所等における年金相談業務では、年金事業部を活用して現在抱えている課題や問題点を整理し、この克服に向けて鋭意検討する。特に今後の人材確保のため、支部と連携して相談業務要員の育成や、現在業務に従事している会員を対象にした能力を担保する研修の実施等、主に年金事業部の事業を通じて、年金相談業務の委託事業が滞りなく進むように努める。

また、働き方改革関連法の施行を通じて愛知労働局等との連携も図ってゆく。働き方改革の基

に社会保険労務士業務の推進に努め、関係行政機関等との相互信頼関係の維持推進を図る。

#### 4. 社会貢献につながる業務の拡大

出前授業、寄付講座は将来社会に出る学生、生徒を対象に広く社会保障制度や賃金の修得を援助し、外国人留学生を対象とした支援としては愛岐留学生就職支援コンソーシアム事業に参画し、がん就労支援事業では主に病気治療と仕事又は家庭等との両立支援を助言サポートし、労働条件審査は行政における入札時等の補助機能として応え、そして、災害時における労働・社会保険等の相談業務に関する協定は災害被災時の相談対応における行政支援として対応するこれら事業は本会の社会貢献となる事業である。

また、会館を拠点に設置している総合労務相談室やセンター愛知労働トラブル相談室の常設無料相談の運営、更には支部で行う社労士の日無料相談会等も国民に向けた社会貢献となる事業であり、これら事業を通じて、社会保険労務士が行政や国民に認知され頼られる士業となるよう、積極的な推進を図る。

#### 5. 職業倫理の研鑽

私たちは社会保険労務士の資格を得て、日々社労士業を営む会員や、勤務等会員も直接、間接的に社労士業に従事している。そこには、個人会員、社員、また勤務等会員において、ひとりひとりに高い職業倫理が求められる。職業倫理の徹底は社会保険労務士として高い信用・信頼の維持と更なる向上につながるものであり、その習得は必須である。そのため、本会として、連合会が毎年実施する倫理研修を補完し運営に協力するとともに、本会においても入会オリエンテーションやその他説明の機会を通じ、職業倫理の徹底を図ってゆく。

#### 6. 勤務・その他会員と開業（社員）会員との連携の強化

勤務等部は、部の事業を通じ、勤務等会員の事業参加を促し、同時に開業（社員）会員との交流を図ることができる部であり、本会にとっても重要な存在である。

通常、開業（社員）会員が主体となって本会事業が運営されていくなか、勤務等部が実施する講習会等の事業は、勤務・その他会員であることの意義を見出し、共通課題を議論し、また勤務・その他会員の秀でた能力を発掘し、それらを開業（社員）会員と共有し共通認識を得ることを目指し、このことが相乗効果となって本会の発展につながるものと認識する。

今後も勤務等部の活動を充実させ、勤務等会員の事業参画とともに開業（社員）会員との交流を深めることで、相互の連携を強化し、かつ、勤務等会員の地位向上をも進める。

#### 7. 本会（支部）事業協力者への環境整備

会務に貢献する会員への環境整備として、前年度において謝金支払細則を整備し、会議構成員が当該会議に出席した際の金銭的な支援を始めた。本年度は、この支援の枠組みを広げ、支部からの意見、要望等を慎重に審議し更なる調整を進め、本会と支部が一体となった運用ができるよう引き続き検討してゆくとともに、本会や支部事業における諸謝金の整備にも努める。

しかし、一定の金銭的支援は毎年継続的に相当程度の支出を伴うことから、本会の財務基盤の安定と健全な収支状況が続くなかで進めて行かなければならない。本会及び支部は会員が役員として就任し運営する組織体であるので、会員からの要望等には真摯に向き合うが、総合的に審議検討し、判断し、その改善に努める。

また、役員会議や部・委員会、支部事業も含め、対面会議の良さもあるが、事情により会議出席が困難な場合もあるので、今後もWEBを活用した会議や研修を進め、会議や研修への参加や運営が容易にでききるよう環境整備を進め、同時に会議構成員への負担軽減にも努める。

## 8. 大規模災害に備えた防災事業等

前年度は気象庁が南海トラフ巨大地震注意を発表し、防災対策、防災意識の高揚が叫ばれたが、一方では地球温暖化に伴う風水害が各地で頻発し甚大な被害を被っている。本会としては万一この地に災害が発生した場合の対応策の一つとして、激甚災害等大規模災害時において甚大な被害を受けた個人会員への見舞金や本会機能の最低限の維持継続のための補充資金の目的で災害対応基金の積み立てを始めた。今後も必要に応じた資金を積み立ててゆく。

また、現在の本会事業継続計画（以下「本会BCP」という。）も必要に応じて見直し、大規模災害に直面した際の、特に初動態勢時の行動規範の策定を検討し、災害被災時でも本会機能が最低限維持できることを目指す。更には、中部地域協議会構成県会とも協議し、中地協版BCPも検討し、地方、地域において共通した対応ができるよう一定の枠組みも検討する。

しかし、迫り来る大災害では、私たち社会保険労務士の多くは個人事業主でもあり、自身の事務所経営への被害も想定しなければならない。このため、前年度は企画部において社会保険労務士事務所の事業継続計画（以下「事務所BCP」という。）について基礎的な研修を行った。今年度は会員自身の社会保険労務士業務におけるBCPの一層の周知を図り、自宅、事務所等が被災した時を想定し訓練を実施する。

また、災害や防災に直結するものではないが、企画部において社会保険労務士事務所の事業承継という問題についても検討する。

## 9. 関係団体との連携の強化

愛政連、中央SR、三河SR、㈱あいち社労保険センター、成年後見センター愛知とは、本会の関係団体として相互に連携、結束し、互いにより良い方向に向かえるよう舵取り役としての活動を充実する。

更には、愛知県弁護士会、愛知県行政書士会、日本労働組合総連合会愛知県連合会（以下「連合愛知」という。）等の隣接士業や関連他団体との定期的な協議会を通じて関係の維持強化と社会保険労務士制度をPRしてゆく。

## 10. 成年後見センター愛知の事業の充実と支援

成年後見センター愛知を設立した目的（高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とする。）に鑑み、この達成のため本会として成年後見センター愛知の活動を支援する。

## 11. 会館の維持管理

本会は社会保険労務士会館の所有者として、引き続き会館の維持管理に努める。会館が建設されてから一定年数を経過しており、会館の手入れや今後の大規模修繕に備え、中・長期の修繕計画とそれに基づく資金の計画的な積み立てを検討し、会館の維持管理に努める。

## 12. 会館の健全な運営

当面は会館存続の方針を継続し、本会の資産・財産として会館の健全な運営を目指す。そのためには、現在会館のテナントである㈱社労保険センターとは良好な関係を維持しつつ、会館運営特別委員会を通じて会員の意見要望等を聴取し、審議検討しその反映に努めるとともに、将来の会館の在り方、方向性についても会員にとりより良い選択となるよう検討してゆく。

### 13. 広報活動の更なる充実と事業展開

広報部が展開する広報活動を継続するが、地に足の着いた地道な広報手段も併用し、広い層への的確な浸透を図ってゆく。広報活動費を最大限に活かして広報活動の充実を図る。

広報の手段や方法の審議では、研修と同様に広報部が基盤となり各部各委員会が実施する広報を横断的に調整する会議を開催し、合理性の見地から各部各委員会の目的に基づいた広報内容の更なる充実と効率化を審議し、分担や協同化、方法手段等ツールの検討を行い、本会として総合的にバランスのとれた広報活動ができるよう更なる充実を図る。

また、中部地域協議会とも連携し、中部地域における広報事業活動にも協力してゆく。

### 14. 連合会事業への協力

連合会が実施する各種事業の運営には引き続き協力してゆく。

### 15. その他の事業

その他、個別の事業を行う。

- (1) 新入会員を対象とした入会オリエンテーション
- (2) 大学院への社会保険労務士受け入れ体制の充実
- (3) 本会組織再編の検討
- (4) その他必要に応じた事業

具体的には、各部・各委員会で企画した以下の事業に基づき会務を推進する。

## I 会 議

### 1 通常総会

令和7年5月27日(火) 午後0時30分から名古屋観光ホテルにおいて開催する。

### 2 理事会

会務に関する諸事項を審議決定するため、定例6回程度開催する。

### 3 常任理事会

会務執行に関する諸事項を審議決定するため、定例6回程度開催する。

### 4 正副会長会

役員会議の開催及び付議議案に関する事、並びに役員会議で委任された事項等その他の会務に係る事項について審議するため、定例12回程度開催する。

### 5 支部長会

本会と支部との業務連絡、各支部間の調整並びに運営などについて審議するため、定例5回程度開催する。

### 6 協議会等

#### (1) 行政機関等との連絡協議会

関係行政機関との連携を密にするため、東海北陸厚生局、愛知労働局、日本年金機構及び全国健康保険協会愛知支部等との連絡会議を必要に応じて開催する。

#### (2) 関係団体連絡協議会

愛政連及び成年後見センター愛知、並びに中央SR、三河SRとの業務提携や情報交換、また(株)あいち社労保険センターとは個別の協議会を必要に応じて開催し、会館運営における諸事項を協議する。

#### (3) 労使団体等との交流

社会保険労務士の業務改善や本会事業において、労使団体等関係各方面の団体(日本労働組

合総連合会愛知県連合会（連合愛知）等）との連携の可能性を模索するため、都度、労使団体等との交流を図ってゆく。

#### (4) 中部地域協議会

中部地域（愛知・静岡・三重・岐阜・福井・石川・富山）7県会の定例会（主に2回）に参加し、広域的な業務連絡・情報交換等を行うとともに、研修等主催事業への参加に協力する。

#### (5) 自由業団体との交流

士業10団体で構成する名古屋自由業団体の定例会（概ね4回）に参加し、多面的な業務連絡・情報交換等を行い、その事業に参画する。

また、愛知県弁護士会他士業団体とは必要に応じて開催する意見交換会を通じ、相互に意見を交わして相互理解と友好関係を深める。

#### (6) 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

個別労働紛争解決制度を運用している機関・団体（構成団体は愛知労働局、愛知県産業労働部、愛知県労働委員会、名古屋地方裁判所、愛知県弁護士会、日本司法支援センター愛知地方事務局（法テラス愛知）、愛知県司法書士会、日本産業カウンセラー協会中部支部）の構成員として連絡協議会に参加し、情報収集と意見等を交換する。

#### (7) その他の関係機関等

- i) 愛知県及び関係機関等が開催する会議等（愛知県就労支援連絡会議、愛知県再犯防止連絡協議会、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業検討委員会、愛知県医療勤務環境改善支援センター等）からの招集に基づき関係役員が出席し情報収集と意見等を交換する。
- ii) 名城大学大学院経営学修士課程への会員の受入れについて、継続した運用を図る。
- iii) その他、本会の関係する機関等からの依頼や会合には必要に応じて協力し、相互確認や協力、連携等を図ってゆく。

## 7 その他

### (1) 入会オリエンテーション

原則として支部長会開催日にあわせ、その間の入会月ごとの新入会員を対象に入会オリエンテーションを開催する。

## II 事業

### 1 本会の事業

#### (1) 全体研修

会員の業務に関係する重要事項や関心度が高いテーマを正副会長会が所掌して全体研修として開催する。

#### (2) 官署(所)等の協力事業

愛知労働局、愛知県及び日本年金機構並びに全国健康保険協会愛知支部等から業務を受託した場合には、前年度に引続き協力事業として行う。

#### (3) 全国社会保険労務士会連合会関係

ア. 令和7年6月30日(月)パレスホテル東京（東京都）において開催される通常総会に連合会役員並びに連合会総会代議員が出席する。

イ. 紛争解決手続代理業務試験及びそれに伴う特別研修の事務受託に協力する。

ウ. 社会保険労務士国家試験の事務に協力する。

エ. 連合会の研修課程による倫理研修を支援する。

オ. 連合会が厚生労働省等から受託する各種委託事業の受託に協力する。

カ. 社会保険労務士賠償責任保険制度の周知及び加入勧奨に協力する。

- キ. 電子申請に係る社会保険労務士電子証明書の取得促進に協力する。
- ク. 「ビジネスと人権」と社労士に関する研修実施に協力する。
- ケ. その他、連合会が行う諸事業に支援、又は協力する。

## 2 各部・委員会の事業

### (1) 総務部

部会を7回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 令和7年度新規入会会員を対象に歓迎式及び懇親会を開催する。
- イ. 会則・諸規程の見直しを行う。
- ウ. 会員名簿（ホームページ版）を更新する。
- エ. 会長褒章の審査を行い、褒章対象者に褒章を行う。
- オ. 各種会議の開催等会務の運営が円滑に進行するように支援を行う。
- カ. 他の部・委員会に属さない事項を担当する。
- キ. その他、総務部として必要に応じた事業を実施する。

### (2) 財務部

部会を6回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 日々の入出金を経理し、財務状況を管理する。
- イ. 決算報告書及び新年度予算案を作成する。
- ウ. 会費未納者の取扱い等を管理し、未収会費の減額に努力する。
- エ. 会費納入における口座引落しの方法への移行を勧奨する。
- オ. 令和6年1月から開始した会務運営に貢献する会員に対する謝金制度について、課題点を洗い出し財務諸表の安全性を意識したうえでの改善策を検討し、関係部並びに支部と調整する。
- カ. 大規模災害に対する災害対応基金等を積み立てる。
- キ. 支部会計幹事連絡会議、支部監事連絡会議を開催する。
- ク. その他、財務部として必要に応じた事業を実施する。

### (3) 研修部

部会を6回程度開催する。そして、主として次に事業を実施する。

ア. 会員の資質向上を図るため、次の研修等を行なう。

- ①本会研修 労働社会保険諸法令の改正など社労士としての基礎となる専門知識等の修養に繋がる研修を年2回実施する。

#### ②専門コース研修

##### i) 業務基礎

- ・新人や若手会員のための社労士スタートダッシュ講座を入会3年未満は無料として、終日対面研修を1回（後日オンデマンド研修）とオンデマンド研修を3回実施する。
- ・手続き・給与計算等業務系基礎講座のオンデマンド研修を3回実施する。

##### ii) 実務研修

- ・社労士の実務に関する研修を全5回2講座のオンデマンド研修を実施する。
- ・中堅会員の事務所経営支援を中心とするステップアップ講座の対面研修を1回（後日オンデマンド研修）実施する。
- ・安全衛生管理を実際の現場見学を通じて学ぶ研修をオンデマンド研修と現場見学を1回実施する。

##### iii) 年金研修

- ・年金に関する研修を全3回2講座のオンデマンド研修2回と対面研修1回（後日オンデマンド研修）実施する。

③随時研修・・・その他タイムリーなテーマでの研修を従来の年2回実施する。

- イ. 中部地域協議会が行う次の研修に参加協力する。
  - i) 労務管理研修（令和7年9月頃予定）
  - ii) 東海4県特別研修（東海4県（愛知・岐阜・三重・静岡県会）共催で令和8年2月頃予定）
  - iii) 中地協他県会との研修の共有  
中地協他県会とオンライン研修を共有し、他県会の主要な研修を受講できるようにする。
- ウ. 支部オンライン研修支援金制度  
オンライン化した支部研修を全支部合計30本を支援金の対象とし、全会員がオンデマンドで受講できるようにする。
- エ. 認定スタディグループ支援制度  
会員によるスタディグループの設立を後押しし、会員相互の学びにより専門性の高い社労士等を間接的に育成すると共に、その研究成果を愛知会全体で共有することで、会員のレベルアップを促進する。
- オ. その他、研修部として必要に応じた事業を実施する。

#### (4) 広報部

- 部会を6回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。
- ア. 会報を5回（4月、6月、8月、10月、翌年1月）定期的に発行し、会員に対して情報の周知を図る。
  - イ. 新聞及びラジオやSNS等のメディアを利用した社会保険労務士制度のPRを行う。
  - ウ. 社会保険労務士会事業及び社会保険労務士制度のPRのため、ノベルティ・動画等を作成する。
  - エ. 広報システム検討会議を2回開催する。
  - オ. デジタルサイネージを利用した社会保険労務士制度のPRを行う。
  - カ. 行政、他士業団体等の各種団体との提携を通じ、社会保険労務士制度のPRを行う。
  - キ. 各種新広告媒体の調査研究を行う。
  - ク. 愛知・岐阜・三重3県合同で広報活動を行う。
  - ケ. その他、広報部として必要に応じた事業を実施する。

#### (5) 企画部

- 部会を6回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。
- ア. 会員のニーズを調査検討するために正副会長との交流会を実施する。
  - イ. 社会保険労務士の事業継続に資する事項を実施する。
  - ウ. 社会保険労務士の事業承継に関する事業について調査検討し、提言する。
  - エ. 本会のBCPの見直しと災害発生時の訓練、中地協他県会との連携しその中で情報共有を行う。
  - オ. 他の部との横断的連携及び連絡調査に関する事項を実施する。
  - カ. 会長からの諮問事項を調査検討し、提言する。
  - キ. その他、企画部として必要に応じた事業を実施する。

#### (6) 業務部

- 部会を5回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。
- ア. 専門業務登録員を登録し、登録員名簿を作成し管理する。

イ. 公的機関等外部からの講師派遣の依頼に基づき、専門業務登録員を派遣し、市場対応に努める。

ウ. 総合労務相談室を開設する。

エ. 社会保険労務士の日にちなみ制度PRのために各支部で開催する無料相談会への経費支弁及びPR品等配布物を支援する。また、開催後に検討を加え、より発展するよう指導する。

オ. 業務部に係る委託契約による講師派遣や、外部市場への講師派遣依頼へ積極的に対応する。

カ. その他、業務部として必要に応じた事業を実施する。

## (7) 勤務等部

部会を5回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. 講演会（懇談会&フォーラム等を含む）の運営（諸準備～会場設営～講師謝金～会報掲載等）を行う。なお、講演会は勤務会員だけでなく全会員を対象とする。

イ. 勤務等新入会員の啓発（新入会員オリエンテーション及び歓迎会等への参加）を行う。

ウ. 勤務等部及び愛知県社会保険労務士会の発展に寄与する連合会、他都道府県会、官公庁行事への参加と交流を図る。

エ. 優良事業所見学を実施し、秀でた企業経営・労務管理をしている企業・団体を直接見聞することで、勤務等会員の「知の見える化」を促し、ひいては会員同士の交流を図る。

オ. その他、勤務等部として必要に応じた事業を実施する。

## (8) 社会貢献事業部

部会を5回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. 社会貢献事業の内容や質を更に高め、充実させる。

イ. 労働条件審査事業について

(ア) 自治体に対する導入促進を強化し、また民間組織への活用を含め、働きかけを行う。

(イ) 労働条件審査の導入にあたり、必要な調査、検討を行う。公契約条例制定自治体の増加に伴い、これを踏まえた導入を模索する。

ウ. 学校教育事業について

(ア) 出前授業（ワークルール教育）として、就労前の学生生徒に対し、労働・社会保険を中心とした授業を展開する。

(イ) 未実施校への働きかけ等、新規開拓の調査及び検討を行う。

(ウ) 社労士に向けた「出前授業事業講師意見交換会」を開催する。

(エ) 高等教育機関における先端・展開教育として、大学において寄付講座を実施する。

エ. 社会的包括支援事業について

(ア) 病院内における「がん患者の就労支援」を実施する。

(イ) 社労士、病院関係者に向けた「がん患者就労支援相談研修会」を開催する。

(ウ) 名古屋保護観察所の協力雇用事業を支援する。

(エ) 企業及び大学に向けた「留学生就職支援」に参画し、学生及び企業向けのセミナー、個別相談等を実施する。

オ. 災害対策事業について

(ア) 自治体との災害協力協定締結を拡大し社会保険労務士の活動を自治体に周知する。

(イ) 相談員を募集、登録するとともに、資質向上のための取り組みを行う。

(ウ) 大規模災害時の協力要請があった場合は「大規模災害時支援活動実施要領」に基づいて相談員を派遣し、いち早く市民の支援を行う。

カ. その他、社会貢献事業部として必要に応じた事業を実施する。

**(9) 年金事業部**

部会を6回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 年金業務に関する研修・ガイダンスを実施する。
- イ. 年金業務に係る委託契約に関して、支部と連携して支援する。
- ウ. 年金相談員希望者が相談業務に就ける体制を支援する。
- エ. 日本年金機構との連絡協議会を実施する。
- オ. その他、年金事業部として必要に応じた事業を実施する。

**(10) 法務・社会保険労務士業務改革委員会**

委員会を4回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 社会保険労務士法改正のための調査研究を、連合会、国会・労働行政、他士業の動きなどを逐次把握しながら進める。
- イ. 労働問題を含む諸問題全般について動向を調査・検討し、必要な能力担保措置について意見具申する。
- ウ. その他、法務・社会保険労務士業務改革委員会として必要に応じた事業を実施する。

**(11) 電子化推進委員会**

委員会を6回程度、必要に応じ小委員会を開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 本会ホームページの運用、維持管理、機能向上を行う。特に、会員サイトの全面リニューアルに向け、システム障害等を見つつ改善する。
- イ. メルマガ配信を行い、登録会員数は全会員数の80%を目指す。
- ウ. 電子申請の促進、DX化の推進のため、会員サポートを行う。
- エ. 会務運営合理化・効率化のため、クラウド型ソフト等DX化に必要な調査、提案、試作を行う。
- オ. その他、電子化推進委員会として必要に応じた事業を実施する。

**(12) ADR運営委員会**

委員会を6回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. センター愛知の運営等について審議する。
- イ. あっせん人候補者に対する能力担保研修を実施する。
- ウ. 会員に対するセンター愛知のPR活動を実施する。
- エ. センター愛知の活用を促すため、引き続きすべての手続き手数料を免除するとともに定期の無料相談を実施し、国民に対して各種のPR活動を行う。
- オ. その他、ADR運営委員会として必要に応じた事業を実施する。

**(13) 監察綱紀委員会**

委員会を5回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 会長の諮問を受け、会長が行おうとする処分に関し、調査及び審議し、その結果を答申する。
- イ. 社会保険労務士の職業倫理に対して、倫理観の欠如があった場合に指導、助言を行う。
- ウ. 社会保険労務士業務に関して、業務侵害行為があった場合、その行為の調査、侵害行為の差し止めを行う。
- エ. 社会保険労務士業務に関して、一般国民から非難されるような不適切な行為を行った

社会保険労務士に対して、注意・指導・処分を行う。

オ. 監察綱紀委員会で審議すべき事案と単なる苦情を明確に区分し、審議を要する事案について対処する。

カ. その他、監察綱紀委員会として必要に応じた事業を実施する。

#### (14) 特別委員会

次の特別委員会を開催する。また、必要に応じ設置される特別委員会を随時開催する。

##### ①会館運営特別委員会

委員会を5回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. 会館運営における諸課題について検討、調査する。

イ. その他、会館運営特別委員会として必要に応じた事業を実施する。

##### ②事業開発運営特別委員会

委員会を6回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. 受託した委託事業を運営する。

イ. 委託事業に付随した事業を運営、執行する。

ウ. 委託事業の情報収集、調査を行う。

エ. その他、事業開発運営特別委員会として必要に応じた事業を実施する。

### 3 支部の事業

#### (1) 通常支部会等会議の開催

ア. 令和7年度通常支部会の開催状況は下記のとおりである。

支部	開催日	開会時刻	開催場所
名古屋東	4月18日(金)	午後3時30分	ホテルルブラ王山
名古屋西	4月17日(木)	午後3時00分	サイプレスホテル名古屋駅前
名古屋中	4月19日(土)	午前10時30分	TKP名古屋栄カンファレンスセンター
名古屋南	4月17日(木)	午後3時45分	サイプレスガーデンホテル金山
名古屋北	4月19日(土)	午後3時30分	ホテルプラザ勝川
三河東	4月18日(金)	午後3時00分	ホテルアークリッシュ豊橋
三河中	4月15日(火)	午後3時30分	岡崎ニューグランドホテル
三河西	4月17日(木)	午後3時00分	ホテルグランドティアラ南名古屋
知多	4月15日(火)	午後2時30分	半田市市民交流センター
尾張	4月18日(金)	午後3時30分	尾張一宮駅前ビル (i-ビル)

イ. 支部事業の運営のため、必要に応じ幹事会等の役員会議を開催する。

#### (2) その他の事業

ア. 知識の涵養を図るための研修を行う。

イ. 官署(所)、行政機関等への協力業務を実施する。

ウ. 懇親会、研修旅行等を行い、会員間の親睦を図る。

エ. その他、支部事業計画に基づく事業を実施する。